

私設代用管の寄附受入等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道事業に係わる私設代用管の寄附の受入に関し必要な基準を定め、適正な事務処理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路

イ 国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条に規定する国有財産又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

ウ 浜松市法定外道路管理条例(平成17年浜松市条例第30号)第2条第1項に規定する道路

(2) 私道 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路のうち私有財産の道路をいう。

(3) 私設代用管 公道、私道その他これらに類するものとして浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める道(以下、「公道等」という。)に縦断方向に布設されている給水管をいう。

(寄附受入の対象)

第3条 寄附受入の対象となる私設代用管は、市の布設した配水管から分岐して設けられた私設代用管のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 種類、口径、数量及び位置並びに私設代用管が布設されている公道等と、その隣接する土地との境界が明確であって、その布設に係る権原を市が取得する事が明らかなもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、水道施設の維持管理上、管理者が寄附受入の必要があると認められたもの。

(寄附の申込)

第4条 私設代用管の寄附の申し込みは、寄附申込書(第1号様式)を管理者に提出することにより行うものとする。

2 前項の寄附申込書には、次の各号に掲げる私設代用管の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 私道に布設された私設代用管

ア 私道使用承諾書(第3号様式)

イ 公図の写し

ウ 登記事項証明書の写し

エ 道路位置指定図その他の私道であることを証する図面の写し

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて布設した私設代用管

ア 浜松市給水装置工事の指針に定める開発行為に関する指針第3項に定める同意書の写

し

- イ 浜松市開発行為等事務処理要領第 11 条第 5 項に定める検査済証の写し
- ウ 私設代用管が埋設されている用地の所有権が市に帰属後の公図の写し
- エ 私設代用管が埋設されている用地の所有権が市に帰属後の登記事項証明書の写し
- オ 浜松市水道工事共通仕様書に定める完成図

(寄附受入の通知)

第 5 条 管理者は、寄附受入決定後速やかに、寄附受入書（第 2 号様式）により申込者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地
所有者

（申込者）

氏名又は名称
連絡先

寄附申込書

次のとおり、寄附を申込みます。

（1）寄附物件

（2）寄附物件設置場所

（3）寄附の理由

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

以下 事務処理欄

受付日	受付 No	
	受付所属名	
	受付者名	
	寄附区分	一般・開発行為・区画整理・官公庁・廃管
	備考	

第2号様式(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水

道事業管理者

寄附受入書

年 月 日にお申込みいただきました財産の寄附につきまして、次のように受入いたします。

1 寄附物件

2 寄附物件設置場所

3 受入年月日 年 月 日

4 その他

寄附受入物件明細

種類	口径(mm)	延長(m)	個数(個)	備考
合計				

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

土地所有者 住 所又は所在地
氏 名又は名 称

私道使用承諾書

私は、所有地である下記1の私道に布設されている私設代用管(以下「本件水道管」という。)の所有権が浜松市に移転することに伴い、下記2の事項について承諾します。

記

1 私道

浜松市	番
浜松市	番

2 承諾事項

- (1) 1の私道(以下「私道」という。)のうち本件水道管が布設されている部分(本件水道管が更新される場合にあっては、当該更新後の水道管が布設される部分)を浜松市に無償で貸し付けること。
- (2) 使用貸借期間は、本件水道管の所有権が浜松市に移転したときから、浜松市が本件水道管(本件水道管が更新された場合にあっては、当該更新後の水道管。以下同じ。)の布設が不要となるまでの期間とすること。
- (3) 使用貸借期間中に、浜松市(その受託者及び請負者を含む。)が本件水道管の維持管理(更新及び修繕ならびにそれらに伴う路面掘削、路面復旧工事等を含む。以下同じ。)のために私道に立ち入り、必要な作業することに異議を述べないこと。これら行為に係る私道の使用は無償とすること。
- (4) 使用貸借期間中は、本件水道管の機能及びその維持管理に支障を及ぼす物件等を私道に設置しないこと。
- (5) 使用貸借期間中に私道を第三者に譲渡するときは、あらかじめ浜松市と協議するとともに、当該第三者に本件水道管の移転に伴い生じた私の権利及び義務を承継させること。
- (6) 上記(1)から(5)までの事項を遵守しないことにより浜松市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (7) 私道に賦課される公租公課は、私が負担すること。

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

私道共有者一覧

私道の地番	所有者 住所及び氏名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	